

眼の障害で2級の特別児童扶養手当を認定されている方へ

「眼の障害」の認定基準の改正による 額改定請求のご案内

- ▶ 眼の障害で2級の特別児童扶養手当を認定されている方については、「眼の障害」の認定基準の改正（令和4年4月1日改正）により、障害等級が上がり、手当額が増額となる可能性があります。
- ▶ 具体的には、2級の手当額を認定されている方のうち、裏面に該当する方（改正後の認定基準を適用した結果、障害等級が上がる方）は、手当額が増額となる可能性があります。
- ▶ 認定基準の改正に伴って、障害等級が上がり、手当額を増額を希望される場合は、令和4年4月以降、額改定請求のお手続きを行ってください。

【額改定請求に当たっての注意点】

- ✓ 「眼の障害」の認定基準の改正に伴う額改定請求は、令和4年4月以降行えます。
- ✓ 令和4年4月末日までに請求された場合で、額改定請求の結果、障害等級が上がり、手当額が増額改定される場合は、令和4年5月分からの手当額が増額となります。

※ 「眼の障害」の認定基準の改正の詳細については、認定基準改正のご案内をご覧ください。

「眼の障害」の認定基準の改正（令和4年4月1日）による 額改定請求の対象となる方

眼の障害で2級の手当を受給されている方のうち、以下に記載している「改正後の認定基準」を適用した結果、現在の障害等級よりも等級が上がる方は、手当額を増額させるための「額改定請求」の対象となります。

改正後の認定基準

等級	障害の状態
1級	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

＜お問い合わせ・相談窓口＞ ※お住まいの区の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係

門司区役所 (電話)093-321-4800

八幡東区役所 (電話)093-671-4800

小倉北区役所 (電話)093-582-3430

八幡西区役所 (電話)093-645-4800

小倉南区役所 (電話)093-951-4126

戸畑区役所 (電話)093-881-4800

若松区役所 (電話)093-751-4800